

会社経営者・個人事業主のための所得税の見直しポイント(所長:奥村隆志)

3月15日に所得税の確定申告期限が到来しましたが、確定申告の終わったこの時期にこそ次の確定申告に向けての節税対策を考えるタイミングですのでそのポイントをいくつかご紹介させていただきます。

1. 配偶者向けの役員報酬や専従者給与の活用

会社社長や個人事業主の配偶者に業務の一部を担っていただき役員報酬や事業専従者給与を支払うことにより、社長・事業主の所得の分散を図ります。所得税は課税所得が上がるにつれて税率が上がる累進税率ですので、所得を分散できれば夫婦合計の税金は減少させることができます。また、給与所得控除額の上限が下記のとおり段階的に縮小されますので、この点からも社長の役員報酬を分散化することの効果が増大してきます。

適用年	給与等の収入金額	給与所得控除額
平成27年まで	15,000,000円超	2,450,000円(上限)
平成28年	12,000,000円超	2,300,000円(上限)
平成29年	10,000,000円超	2,200,000円(上限)

ただし、不相当高額な役員報酬や専従者給与は経費として認められませんので業務の実態に見合った金額とする必要があります。

2. 小規模事業共済の活用

小規模事業共済制度は、小規模企業の個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、第一線を退いたときに、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金を受け取ることができる共済制度です。月額70,000円まで積み立てることができ掛金は全額所得控除されます。個人事業者の場合、以前は事業主だけが加入できましたが、現在は配偶者が「共同経営者」の要件(報酬を受けている、重要な業務執行の決定に関与しているなど)を満たせば配偶者も加入することができます。

公的機関への掛金であり、積み立てをすることにより節税を図りながら退職後の資金を蓄えることができます。なお、掛金を減額することができますので、万一資金繰りが厳しくなっても解約せずに継続することができます。

3. 中小企業倒産防止共済の活用

法人にはおなじみかもしれませんが、個人事業者も中小企業倒産防止共済に加入することができます。

この制度は、取引先事業者の倒産によって売掛金債権等が回収困難となった場合に、掛金累計の10倍までの共済金の貸付けが受けられるという制度です。また、掛金は全額事業経費となり、月額20万円まで、掛金累計800万円まで掛けることができます。

掛金が全額経費となる上に、40か月以上掛けた後に解約すると掛金総額の100%が返金されます(返金額はその時点の収益となります)。特に多額の売掛金もない法人・個人でも加入できます。経営不振の場合は掛金減額もできますから、まとまった利益が計上される年度においては、倒産防止共済を年払いで一括で払い込めば240万円もの経費を計上することができ、その後は必要に応じた額に減額すればよいのです。ただし、一部解約はできず、解約金全額がその年度の収益となりますから、解約のタイミングは退職金などの多額の損失と相殺できる年度とするなど注意が必要です。

(奥村 隆志)

【通勤手当の非課税限度額について】 (佐々木 真樹)

給与支給額のうち、通勤手当については、所得税法で非課税枠があることはご存知の通りと思います。

交通機関を使用しての通勤手当は通勤定期等の金額で支給されることとなりますが、マイカー通勤等の場合は注意が必要です。

通勤距離によって非課税枠の金額が異なってきます。例えば片道8キロの社員に通勤手当を5,000円支払っていたとしたら、非課税4,200円課税800円となります。

また有料道路(高速道路・琵琶湖大橋等)を使用している場合は、合理的な金額を加算して非課税枠を算出することとなります。

ちょっとしたことですが、見落として給与計算している場合もありますので、いまいちどご確認ください。

また、交通機関と駅までマイカーという場合は、合算した金額となります。源泉徴収簿には課税通勤手当の分を加算して記入する必要があります。

ひと月あたりの非課税限度枠はH28年1月より15万円(従前10万円)に引き上げられました。新幹線通勤や高速道路の長距離使用の場合にはご注意ください。

なお、社会保険や労働保険は通勤手当も含めての計算となりますので、全額が給与としての対象額となります。

通勤手当非課税限度額 (マイカー通勤分)	
以上 ~ 未満	非課税限度
55 ~	31,600
45 ~ 55	28,000
35 ~ 45	24,400
25 ~ 35	18,700
15 ~ 25	12,900
10 ~ 15	7,100
2 ~ 10	4,200
~ 2	全額課税

片道キロ数



今回の一文字【初】 (平井 剛志)

【初心忘るべからず】という言葉は室町時代に能を大成させた世阿弥の名言との事です。

その意味は、初心者頃の頃のみっともなさを思い出すことによって、「あのみじめな状態には戻りたくない」と思う事でさらに精進できる。そのような意味であったと説かれています。

過去ばかり振り返らず前を向く。そのようによく世間では言われていますが、人それぞれ自分を奮い立たせる方法は違っていいはずですから、自分にどのように接したらモチベーションを上げれるか、やる気を引き起こす事が出来るかを見つけ出す作業も必要であると思います。

自分を見失ってしまわないように、物事を冷静に判断できるようになれば、もっとチャンスをものにできるできるようになるのかなと、そう思いました。



< TAX NEWS No6 > かがやき税理士法人 発行
〒520-2144 滋賀県大津市大萱1丁目17番5号本郷第2ビル5F
TEL: 077-543-0881 FAX: 077-543-2432
E-mail : admin@kagayaki-tax.jp



編集後記

来年の4月から消費税率があがるのかどうか、5月の国会で決定されるようです。施行までもう一年切っているのに気がなります。